

## 議題：第3号

# 甲府遺産の認定及び名称変更について

### 1 甲府遺産について

甲府遺産制度は、「甲府市文化財保存活用地域計画」の具体的措置の一事業であり、身近にある未指定の文化財に目を向け、「甲府遺産」に認定して地域内外への認知を広げ、保存・活用を推進することにより、地域全体で受け継いでいく「こころ」の醸成と地域の発展に資することを目的とし、令和6年度より認定を開始しており、現在5件を認定している。

※①羽黒大宮神社と荒木大神宮 ②中道往還と迦葉坂の石仏群 ③千松院境内の信玄堤  
④松林軒の看板 ⑤喜久乃湯温泉

### 2 申請から認定

- ①市内に所在する未指定の文化財について申請受付
- ②甲府遺産認定審査会にて審査
- ③甲府市教育委員会へ甲府遺産認定審査会より審査結果報告
- ④甲府市教育委員会が認定

### 3 認定後の活用

認定後は、「地域の発展」「子どもへの郷土愛の醸成」「観光の振興」の3つをキーワードに申請者や所有者の了承を得たうえで、市民主導により活用していく。

### 4 令和7年度申請分の認定について

7月23日から8月28日に募集したところ、9件の応募があった。

甲府遺産認定審査会による審査の結果、4件が甲府遺産認定対象との報告があったことから、甲府遺産に認定する。

また、3件は継続審査となったことから、精査等を行い、令和8年度以降に再度審査することとなった。

#### (1) 国母の地名と姫見塚（所在地 国母8丁目）

地名「国母」の由来である「姫見塚」（第56代清和天皇の生母「<sup>そめどの</sup>染殿の後」の埋葬地）は、甲府の重要な歴史遺産として地域で継承されている。地域住民による郷土史の調査・講演会をはじめ、活用事業として、祭り、舞踊披露などが行われ、自治会役員・有識者のみならず若い世代にも積極的に啓発し、事業への参加を促進している。

これらの活動は、近年地域全体に広がっており、多くの住民に継承されている。地域の歴史的価値が広く発信され、この取組は本市のリーディングモデルとして他の地域への波及が期待されることから甲府遺産にふさわしいとの審査結果である。

#### (2) 甲府城下の菓子文化～澤田屋の菓子文化（銘菓「くろ玉」を中心とする伝統菓子とその製造技術・製造道具）～（所在地 中央4丁目）

明治から続く菓子文化を発信し、体験教室や展示を通じて若年層にも伝統の魅力を伝えている。甲府遺産の認定により、甲府城下の文化の多様性と深さが広く伝えられ、市街地全体が「まちじゅう博物館」となることが期待される。

「甲府城下の菓子文化」を語るうえで欠くことができない銘菓とその製造技術・道具であり、甲府遺産にふさわしいとの審査結果である。

## 議題：第3号

### （3）甲府城下の菓子文化～桔梗屋発祥の地（甲府本館）～（所在地 青沼1丁目）

桔梗屋は、明治時代以降、芸者街であった若松町において菓子製造を営み、山梨県を代表する銘菓「桔梗信玄餅」を生み出した。店舗では地域歴史を伝える展示や文化活動を行い、甲府囃子の練習場所も提供するなど、地域文化の継承に貢献している。

桔梗屋発祥の地としての史跡的価値があり、長く地域住民に親しまれているとともに、市外からの来訪者も多く、継続性が期待されることから、甲府遺産にふさわしいとの審査結果である。

### （4）住吉神社のお田植神事（所在地 住吉1丁目）

当神社のお田植神事は、かつての農村地帯の記憶を現代に伝え、甲府市を代表する重要な地域の伝統行事であるだけでなく、無形民俗文化財としての価値が高い。

中学生や日本語学校学生、高校合唱部など地域の多様な人々も参加し、特に若年層への声かけが行われており、継承の意識が高いことから、持続的な取り組みが期待され、甲府遺産にふさわしいとの審査結果である。

また、継続審査の3件は次のとおりである。

### ○太平山勝善寺（所在地 後屋町）

勝善寺は、延元2年（1337）の南北朝時代に創建された臨済宗妙心寺派の寺院で、境内の木造夢窓国師坐像および木造釈迦如来坐像の2点はいずれも市の有形文化財に指定されている。

約120軒の檀信徒で組織する「花園会」により境内や墓地の清掃などが行われ、また地域事業として小学生の歴史学習の受入れを行うなど、地域に根差した寺院として大切に守り継がれている。

指定文化財を有し、寺院としての歴史的価値は認められる一方、檀家を中心に行われる年中行事について、どの行事が歴史性を有し、どのように「甲府らしさ」を体現しているのかが不明瞭である。このため、行事の由来や継承性を整理し、甲府遺産としての価値を明確にする必要があるとして継続審査とした。

### ○岡島の看板（所在地 丸の内1丁目）

老舗百貨店「岡島」は、甲府の歴史を象徴する存在として甲府遺産としての重要性が高い。一方、戦災を免れた看板のみを対象とすることでは、岡島が有する多様な時代の歴史的価値を十分に表しきれないとの指摘があった。看板を含め、所蔵する歴史的遺産を一体的に捉え、名称も含めた整理を行うことで、岡島の甲府遺産としての価値や発信効果がより明確になるとして継続審査とした。

### ○明治天皇悠紀斎田跡（悠紀の里）及び石田お俵連（所在地 下石田2丁目）

悠紀の里は、明治4年に大嘗祭の悠紀斎田に選定された歴史的地であり、皇室祭祀と深く関わる由緒を有する。平成元年に発足した石田お俵連は、田植祭や抜穂祭などを通じて地域一体で歴史を継承している。一方、甲府遺産として認定すべき有形・無形の対象が不明確なため、歴史性を伴う要素を精査し、現代の活動と区別した整理が必要として継続審査とした。

## 議題：第3号

### 添付資料

＜資料1＞ 令和7年度認定審査結果

＜資料2＞ 関係写真

### 5 甲府遺産の名称変更について

認定番号4「松林軒の看板」（令和6年度認定）については、甲府遺産認定審査会において、名称を「甲府城下の菓子文化～松林軒の看板～」にすることが望ましいと意見があった。

理由は、市内の老舗菓子店に対して共通のテーマを添えることにより、甲府城下の菓子文化の奥深さや多様性を伝えることにもつながり、それが各店の魅力を引き立たせることが期待されるからである。

名称の変更については、甲府遺産の認定と同様、教育委員会での承認を得た後に、手続きを行う。

### 添付資料

＜資料3＞ 「松林軒の看板」 説明資料

以上

議題：第3号　＜資料1＞　【認定審査】甲府遺産　令和7年度申請分

| No. | 名称                                      | 1　甲府らしさ                                                                                                                                                                                                                                    | 2　意欲                                                                                                                                                                                                                                                | 3　活動頻度・継続性                                                                                                              | 4　発展性                                                                                                                                                                                                             | ＜審査結果＞                                                                                                                                |
|-----|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 姫見塚                                     | 日本で唯一とされる「国母」という地名の由来ともなった塚であり、甲府の歴史を考えるうえでも重要な場所であることから、甲府遺産にふさわしい。<br>塚は昭和40年の甲府バイパス開通に伴い、現在の場所へと若干移動しているが、鳥居・社などが現在も継承されており、地域の歴史を伝えている。                                                                                                | 地区では令和6年に国母郷土史研究部を設置し、地域に関する調査を行っているほか、国母ふるさと祭りでは、姫見塚の歴史を知るための講演会、「姫見塚哀歌」にあわせた舞踊披露なども行われ、住民主体で歴史文化を継承するための取り組みが重ねられている。また、姫見塚を題材にした紙芝居制作なども計画されている。<br>こうした活動は、自治会役員・有識者のみにとどまってしまうことが多いが、国母地区では若い住民にも声がけを行い、実際に青年層も参加するなど、地域総がかりで取り組まれていることも特筆される。 | 姫見塚の供養は、5月の「母の日」に上条南部自治会を中心に長く行われてきた。加えて、左記のような歴史文化の継承・活用に向けた取り組みが近年積極的に実施されるようになってきており、姫見塚の継承・活用にに向けた取り組みが着実に広がってきている。 | 「国母」という地名は市民だけでなく、県民に広く知られている。甲府遺産認定を通じて、そうした地名の歴史的位置づけを広く発信することで、歴史文化の再認識につながる事が期待される。<br>また、姫見塚は、国母地区で継承され、自治会等を中心に継承・活用に向けた取り組みが活発になってきているが、そうした住民主体の取り組みを市のリーディングモデルとして市全域に紹介することで、こうした取り組みが他地域に波及することも期待できる。 | 甲府遺産として適切か　○<br><br><u>名称についてはストーリー性が伝わるようなものに変更（市・申請者で協議）</u><br>↓<br><u>「国母の地名と姫見塚」</u>                                             |
| 2   | 澤田屋の菓子文化～銘菓「くろ玉」を中心とする伝統菓子とその製造技術・製造道具～ | 「くろ玉」という広く知られた甲府の銘菓を中心に、澤田屋の伝統菓子、菓子製造技術、菓子製造道具を一括して認定するものである。<br>澤田屋は、明治44年に石和から甲府に移転し、菓子製造を始めたことに始まり、「くろ玉」などの開発、製造は近現代の甲府の菓子文化に重要な役割を果たしてきた。「甲府城下の菓子文化」を語るうえで欠くことができない菓子とその製造技術・道具であり、甲府遺産にふさわしいものといえる。                                   | 店舗で菓子製造道具を展示するなど、店主を中心に菓子に関する歴史文化を発信している。また、若年層に対しては菓子作りの体験教室を行うなど、多様な層に伝統菓子の魅力を伝えようとしている。                                                                                                                                                          | 店舗において展示等が継続的に実施されており、来店客を中心に、多くの市民の目に触れる機会がつけられている。                                                                    | 今年はいくろ玉販売96（くろ）年であり、そうした記念すべき年に甲府遺産に認定することでその歴史的価値を一層発信することにもつながる。<br>また、「甲府城下の菓子文化」のひとつとして認定することで、甲府城下の菓子文化の奥深さや多様性を伝えることにもつながり、それが各店の魅力を引き立たせるだろう。澤田屋を含めた個々の店舗の展示等を通じ、市街地全体が「まちじゅう博物館」となっていくことも期待できる。           | 甲府遺産として適切か　○<br><br><u>「甲府城下の菓子文化」をメインタイトルにするかたちに変更（市・申請者で協議）</u><br>↓<br><u>「甲府城下の菓子文化～澤田屋の菓子文化（銘菓「くろ玉」を中心とする伝統菓子とその製造技術・製造道具）～」</u> |
| 3   | 右左口金毘羅山砦と祠                              | 中道往還は、駿河から甲斐に至る交通の要衝であり、甲府盆地の南の玄関口として重要である。右左口宿南方に位置する右左口金毘羅山砦では、金毘羅神社の信仰は現在も地域住民を中心に受け継がれている。また、砦の遺構、金毘羅神社は史跡的価値も高い。こうした点で、近世から現代に至る歴史的な重層性をもった場所として重要であり、遺産的価値は高い。                                                                       | 自治会役員を中心に神社の維持・祭礼や砦の保護等がなされている。しかし、多くの住民が参加する機会にはなっていない。<br>砦は崩落等も生じており、金毘羅神社へのアクセスも困難な状況にある。その点で、甲府遺産認定による来訪者の安全管理等も懸念され、現時点での認定は難しい。                                                                                                              | 活動は自治会役員によってなされているが、参加者は限定的であることから、今後の活動の継続にあたっては、当該神社・歴史遺産に対する地域住民の認知拡大などが不可欠である。現時点では活動の持続可能性という点で甲府遺産としての認定は難しい。     | 文化遺産としての価値は認められるが、関係者が限定的であり、当該遺産を保全管理・活用するに十分な状況ではないこと、また、崩落等で砦の置かれた環境が厳しく、十分な活用・安全管理が担保されないことから、甲府遺産認定による活動の発展は難しい。                                                                                             | 甲府遺産として適切か　✕                                                                                                                          |
| 4   | 太平山勝善寺                                  | 坐像2点が市の有形文化財に指定されており、当該寺院の歴史的価値は認められるが、そこでの活動がどのような「甲府らしさ」をもつか、つまり、甲府遺産としての価値が現時点では不明瞭。<br>檀家を中心に多くの年中行事がおこなわれていることは評価されるが、そのうち、歴史性を伴う年中行事がどのくらいあるのかは甲府遺産を考えるうえで不可欠な観点である。それにより、何を活かし、受け継ぐのかも明確になる。そのため、まずは、申請にあたり、こうした点を整理いただくことが重要だと考える。 | 檀家を中心に多くの年中行事がおこなわれている。このことが地域のつながりを続けるうえでも重要であることは疑いようがない。<br>他方、現時点ではこれらの年中行事が歴史性をもつものなのか（過去から受け継がれてきた遺産なのか）を判断する材料がないため、これらの整理が必要である。それにより、過去から受け継がれているものを明確にしたうえで、それがどのように甲府らしいのかを示していただきたい。                                                    | 年間を通じて実施されており、重要である。他方、すでに指摘したように、その歴史的価値を十分に評価できないため、整理したうえで、補足的な情報を示していただきたい。                                         | 現時点では評価できない。                                                                                                                                                                                                      | 甲府遺産として適切か　△<br><br><u>（歴史的価値を整理し、再審査）</u>                                                                                            |
| 5   | 岡島の看板                                   | 甲府における老舗（百貨店）「岡島」が、甲府遺産として重要であることは疑いようがない。しかし、それを代表する要素が「看板」だけなのか、また、戦災を免れたという長い歴史の一片片のみで岡島を語っているのかは疑問が残る。<br>岡島の所蔵する多様な時代の多様な歴史の遺産を一括して認定することにより「岡島」の甲府遺産としての価値が明確になると考え、名称を含め、さらなる検討を希望する。なお、当然のことながら、そこに今回の看板が含まれることはまったく問題ない。          | 店舗移転後も看板は掲出され続けるなど、岡島、さらには甲府城下町の歴史文化の発信に貢献している。                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                         | 看板も重要であるが、その他の遺産も含めて甲府遺産にすることで、岡島の歴史的価値を明確にするだろう。それにより、老舗・岡島の発信にもつながり、また、甲府城下町の奥深さの発信にもつながる。<br>甲府遺産認定の効果を最大化するためにも、さらなる検討を進めていただきたい。<br>＊オルゴール                                                                   | 甲府遺産として適切か　△<br><br><u>（歴史的価値を整理、名称を検討し、再審査）</u>                                                                                      |

議題：第3号　　＜資料1＞

【認定審査】甲府遺産　令和7年度申請分

| No. | 名称                     | 1　甲府らしさ                                                                                                                                                                                   | 2　意欲                                                                                                                                      | 3　活動頻度・継続性                                                    | 4　発展性                                                                                                                                                                                     | ＜審査結果＞                                                                                                      |
|-----|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6   | 明治天皇悠紀斎田跡（悠紀の里）及び石田お俵連 | 悠紀田であった歴史の重要性は認められるが、甲府遺産として何を認定するのがあいまいである。歴史的事実を反映した要素（有形・無形）は何であるのかを明確にし、それを認定の対象とする必要がある。そのため、甲府遺産としての申請対象を精査し、歴史性を伴う対象に限定することが必要である。                                                 | 悠紀田に関連し、平成元年に「石田お俵連」が発足し、さまざまな活動がなされている。これらは地域の歴史文化を継承する活動として重要である。しかし、これらは現代の活動であり、甲府遺産を支える取り組みとして位置づくものである。歴史性を伴う要素としての甲府遺産は別に捉える必要がある。 |                                                               | 遺産として継承すべき対象が明確になることで、現在地域で行われているさまざまな活動の価値も益々高まるものと考えられる。                                                                                                                                | 甲府遺産として適切か　△<br><br><u>（申請対象を精査し、再審査）</u>                                                                   |
| 7   | 桔梗屋　甲府本館               | 「桔梗屋発祥の地」という「場所としての価値」を認定するものである。桔梗屋は、明治時代以降、芸者街であった若松町において菓子製造を営み、山梨県を代表する銘菓「桔梗信玄餅」を生み出した。その発祥の地としての足跡的価値は甲府遺産にふさわしいものである。                                                               | 店舗においても「明治から令和の桔梗屋のメモリアルハウス」として当該店舗を発信しており、また、芸者さんの手ぬぐいを展示するなど地域・店舗の歴史文化を今に伝えている。また、市指定無形文化財「甲府囃子」の練習場所として店舗を提供するなど、地域の歴史文化継承に対する貢献は大きい。  | 店舗において展示等が継続的に実施されており、来店客を中心に、多くの市民の目に触れる機会がつけられている。          | 甲府遺産に認定することで、山梨を代表する銘菓の歴史的価値、甲府城下町との結び付きを一層発信することにもつながる。また、「甲府城下の菓子文化」のひとつとして認定することで、甲府城下の菓子文化の奥深さや多様性を伝えることにもつながり、それが各店の魅力を引き立たせるだろう。澤田屋を含めた個々の店舗の展示等を通じ、市街地全体が「まちじゅう博物館」となっていくことも期待できる。 | 甲府遺産として適切か　○<br><br><u>「甲府城下の菓子文化」をメインタイトルにするかたちに変更（市・申請者で協議）</u><br>↓<br><u>「甲府城下の菓子文化～桔梗屋発祥の地（甲府本館）～」</u> |
| 8   | 住吉神社夏季例大祭・お田植神事        | 御田植神事は未指定ながら、無形民俗文化財としての価値が認められる。こうしたなかで、甲府遺産としては、田を含む境内地とお田植え関連行事を認定するものである。これらは、市街地化が進む住吉神社氏子域（伊勢地区・住吉地区など）において、かつての農村地帯としての記憶を現在に伝えるものでもあり、甲府市を代表する地域の伝統行事として甲府遺産にふさわしいといえる。           | 祭典当番自治会を中心に、小中学生や日本語学校学生、高校合唱部など地域の多様な関係者が参加することで、祭礼行事が継承されている。                                                                           | 若手住民への声がけなども行われており、地域全体で継承しようとする意識がある。その点で、取り組みの持続性は高いと考えられる。 | 境内地に水田があり、無形的要素と有形的要素があわさることでもなりたっている遺産である。すでにメディア等への発信も活発であるが、甲府遺産としてこうした価値をさらに発信することで、その価値を地域全体で共有することにつながることが期待される。また、御田植神事の文化財的価値については、甲府遺産認定をきっかけに学術調査等を行うことも期待される。                  | 甲府遺産として適切か　○<br><br><u>「住吉神社のお田植神事」として認定</u>                                                                |
| 9   | 甲府UFO                  | 目撃地点の整備がなされたが、甲府遺産として認定する対象が不明瞭。目的地点を認定するとすればそれは整備した範囲なのか？（この場合、整備地点の持続性に懸念）。あるいは、事件そのものを認定するとすれば、まだ50年程度しか経ておらずその歴史的評価が曖昧（評価が定まらない限り、大小問わず、あらゆる出来事が認定の対象になってしまう）。この点で、本件は認定が困難という結論になった。 | 関係者の熱意は高いが、目撃地点周辺の住民等の意識は高くない。この点で地域に根ざした遺産といえるのかは疑問がある。                                                                                  |                                                               | 地域に根ざした取り組みになっていないことから、甲府遺産に認定しても、甲府全体で価値を共有できる状況には至っていないと考えられる。                                                                                                                          | 甲府遺産として適切か　×                                                                                                |



③甲府城下の菓子文化～桔梗屋発祥の地（甲府本館）～



①国母の地名と姫見塚

②甲府城下の菓子文化～澤田屋の菓子文化（銘菓「くろ玉」を中心とする伝統菓子とその製造技術・製造道具）～



④住吉神社のお田植神事

## 議題：第3号

### ＜資料3＞ 「松林軒の看板」 説明資料

所在地 中央一丁目14番3号

認定日 令和6年12月16日

松林軒は、天保3年（1832）創業の和菓子屋で、現在七代目の当主により先代より受け継がれる和菓子を地域へ提供している。

この看板は、五代目の時に甲府大空襲により外壁を残して店舗は焼失したものの、焼け跡から客が見つけ、保管し、届けてくれたと伝えられており、黒い部分は、色ではなく、焦げた痕跡である。

甲府空襲の記憶を伝える貴重な歴史資料であり、店内に掲示するとともに情報を広く発信するなど、積極的に活動していることから、令和6年度に甲府遺産に認定された。



## 令和7度 甲府市武田氏館跡歴史館の 臨時休館について

### 1 臨時開館日

臨時開館日：令和8年3月4日（水）～令和8年3月30日（月）

### 2 臨時休館について

甲府市武田氏館跡歴史館の指定管理者の協定期間が令和8年3月31日で満了を迎える。令和8年4月1日から5年間の指定管理者は、再選考により別事業者に決まったため、現指定管理者の退去と次期指定管理者の準備期間が必要となることから、入れ替え作業のために臨時休館する。

臨時休館の決定については、条例第6条第4項により、教育委員会の承認が必要となることから、この件については、教育委員会に諮ることとなっている。

### 3 指定管理者について

現 行：株式会社桔梗屋

期 間：令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）

新 規：公益財団法人やまなし文化学習協会

期 間：令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

### 4 甲府市武田氏館跡歴史館条例（抜粋）

第6条 歴史館の休館日は、次のとおりとする。

（1）火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

（2）12月29日から同月31日まで

4 （中略）指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、歴史館を臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することができる。

## なでしこ賞・撫子賞の表彰について

### I 経過概要

#### 1 新しい時代を担う人づくり基金運営委員会の設置

平成4年「新しい時代を担う人づくり基金運営委員会」設置

委員長 久保田泰夫(山梨大学教授) 副委員長以下委員22人

#### ◆目的

○新しい時代を担う人づくりを目指して、「甲府の教育」の全体像を構築し、創造性豊かな人づくりに資するために、調査・研究及び検討し、その推進を図ることを目的とする。

#### 所掌事項

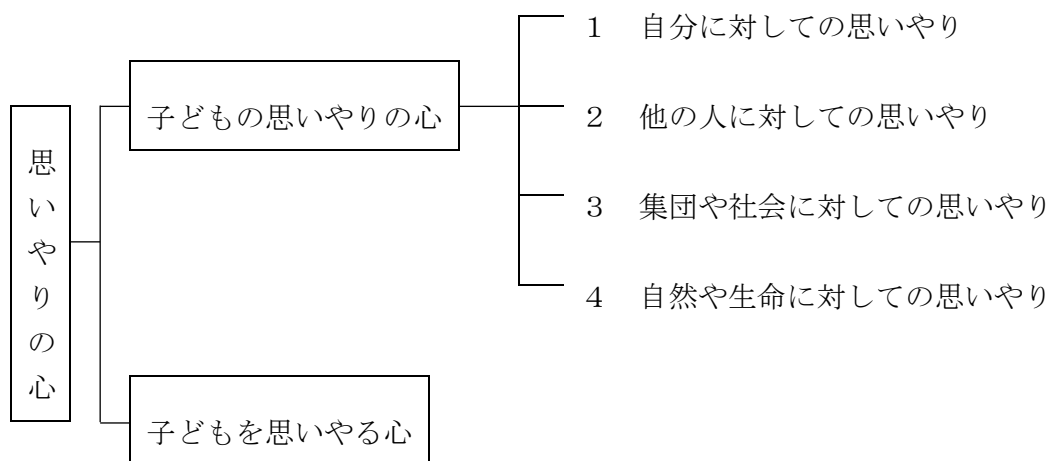
委員会は、次の事項について調査・研究及び検討し、その推進を図る。

- (1) 「甲府の教育」の構築と推進について
- (2) 姉妹都市及び友好都市との教育・文化交流への助成
- (3) 地域社会と学校教育との交流への助成・奨励について
- (4) 児童生徒の望ましい考えや生活態度等への奨励について
- (5) その他委員会の趣旨に添った事業への助成・奨励について  
(新しい時代を担う人づくり基金運営委員会設置要綱より)

#### ◆「甲府の子どもの教育」の設定

##### ○甲府の子どもの教育の中核「思い遣る心」の設定

現在の子どものに欠けている点を考え、さらに将来の子どもの生きる世界を予測し、21 世紀の時代を担う子どもの育成を考えて、「思いやり」を次のように広義にとらえた。



(子どもの教育の担い手である親・教師・一般の大人)

\* 思いやりの心を「思い遣る心」と表現して甲府の子どもの教育の中核とした。

(子ども自身、学校・家庭・地域が主体的、行動的にかかわっていくことが大切)

(参考) 実態調査(平成4年)

調査対象 小学生 4,212 名・中学生 7,169 名・高校生 1,588 名・保護者・一般 1,569 名

## 報告：第2号

### Ⅱ 「なでしこ賞・撫子賞」経過

- 1 従来の表彰の概念にとらわれない「なでしこ賞・撫子賞」  
友達との望ましい人間関係を作っている者や他の児童生徒の模範となるような善行をした者を表彰する。

#### ◆平成4年度以降の「なでしこ賞・撫子賞」の表彰経過

平成4年度被表彰者 合計127名

以後、各校長の推薦者を本委員会で審査し、毎年40～50程度の個人・団体を表彰

令和7年度被表彰者

小学校 個人23名 3団体22名

中学校 個人13名 団体 なし

高校 個人 なし 1団体15名

令和7年度までの被表彰者総合計 5,660名

#### ◆表彰の基本的な考え方及び被表彰者の対象について

新しい時代を担う人づくり基金事業の一環として表彰する児童生徒は、従来の表彰の概念にはとらわれず、次のような条件を満たしている児童生徒を表彰するものとする。

甲府市立の小中高に在学する児童生徒で、「友達の良さを認め、互いに尊重しあい、集団の一員として力を発揮している者」や、「他の児童生徒の模範となるような善行をした者」を対象とする。

具体的には次のような行為を実践している児童生徒を対象とする。

「具体例」

- (1) 困っている友達(外国籍児童や下級生も含む)に思いやりの心を持って接し、顕著な援助活動をしている者または団体
- (2) 地域の公共物の愛護や地域の広場・公園等の清掃、長期休業中に花壇の水やり、動物のえさやり等を自主的にしている者または団体
- (3) 一人住まいのお年寄り等困っている家庭や、社会施設等に対して、支援や奉仕などの活動を自主的に行っている者または団体
- (4) 地域の育成会等の行事で中心的役割を果たし、積極的に活動に参加したり、下級生の指導や面倒をみたりするなど、地域社会の向上に役立っている者または団体
- (5) 困難な状況にあっても、家族や友人とのつながりを大切にして乗り越えている等の行動が顕著にみられる者

#### ◆令和7年度経過

9月12日 各学校長に「なでしこ賞・撫子賞」推薦依頼(11月21日提出)

1月13日 第2回運営委員会にて被表彰者の審査

1月14日 審査結果を教育長に報告

2月4日 「なでしこ賞・撫子賞」表彰式開催

## 報告：第2号

### Ⅲ 令和7年度「なでしこ賞・撫子賞」被表彰者

#### 1. 「なでしこ賞」受賞者(小学校)

|              |              |
|--------------|--------------|
| 小学生 個人の部:友達賞 | 12人          |
| 小学生 個人の部:善行賞 | 11人          |
| 小学生 団体の部:友達賞 | 千代田小学校児童会    |
|              | 舞鶴小学校6年児童会役員 |
| 小学生 団体の部:善行賞 | 北新地区交通少年団    |

#### 2. 「撫子賞」受賞者(中学校)

|              |     |
|--------------|-----|
| 中学生 個人の部:友達賞 | 10人 |
| 中学生 個人の部:善行賞 | 3人  |

#### 3. 「撫子賞」受賞者(高等学校)

|              |                      |
|--------------|----------------------|
| 高校生 団体の部:善行賞 | 甲府商業高等学校<br>ソングリーダー部 |
|--------------|----------------------|

#### 4. 受賞者の概要

| 学校種                     | 種別         | 人数/団体数   |
|-------------------------|------------|----------|
| 小学校                     | 個人:友達賞     | 12人      |
|                         | 個人:善行賞     | 11人      |
|                         | 団体:友達賞     | 2団体(10人) |
|                         | 団体:善行賞     | 1団体(12人) |
| 中学校                     | 個人:友達賞     | 10人      |
|                         | 個人:善行賞     | 3人       |
|                         | 団体:友達賞・善行賞 | なし       |
| 高等学校                    | 個人:友達賞・善行賞 | なし       |
|                         | 団体:友達賞     | なし       |
|                         | 団体:善行賞     | 1団体(15人) |
| 個人:36人・団体:4団体(37人) 計73人 |            |          |